

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

旅券法施行令の一部改正により、オンラインによる申請に基づいて一般旅券の発給を求める場合に都道府県が徴収する手数料（以下「一般旅券発給手数料」という。）の額の標準が定められること等に伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

一般旅券発給手数料の額を次のとおりとする。

ア 書面による申請に基づいて発給する場合 2,300円（現行：2,000円）

イ オンラインによる申請に基づいて発給する場合 1,900円（現行：2,000円）

3 施行期日

令和7年3月24日。